

計算書類に対する注記（拠点区分用）

令和6年3月31日現在

法人名：社会福祉法人 白陽会

拠点区分：大田区地域包括支援センター蒲田東

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・減価償却資産－定額法による直接減価償却
 - イ) 平成19年3月31日以前に取得したもの・・・旧定額法
 - ロ) 平成19年4月1日以降に取得したもの・・・定額法
 - ・リース資産
簡便法を採用している
- (3) 引当金の計上基準
 - ・徴収不能引当金－金銭債権のうち徴収することが不可能と判断される債権の見込額を計上している。
 - ・退職給付引当金－東社協従事者共済会 退職共済掛金の法人負担分当期納付額を計上している。
 - ・賞与引当金－従業員の賞与支給に備え賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおり。

- ① 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ② 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 従事者共済会退職共済制度
- ③ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 大田区地域包括支援センター蒲田東拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ① 大田区地域包括支援センター蒲田東拠点（公益事業）
「大田区地域包括支援センター蒲田東」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当する事項はない。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。